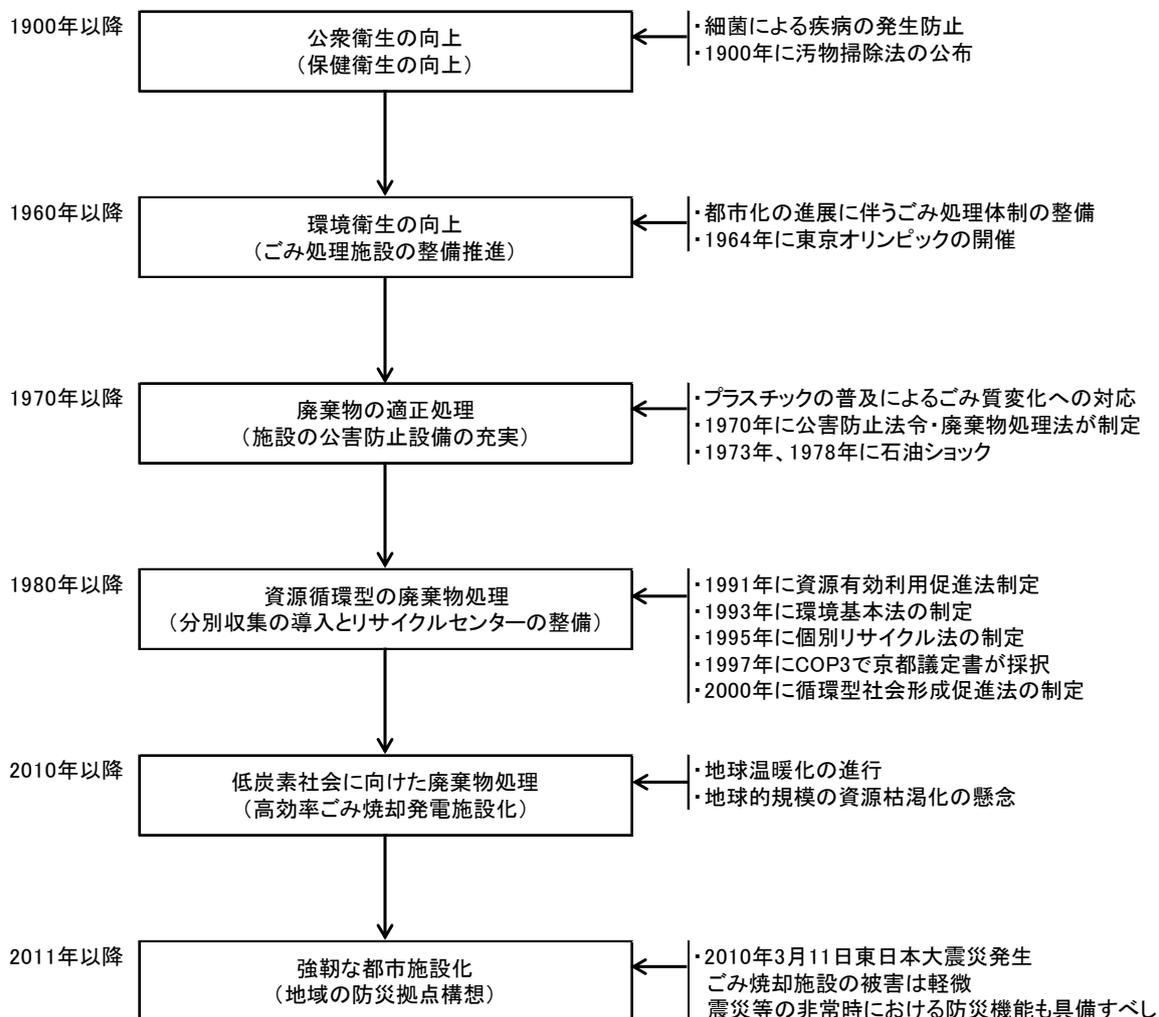


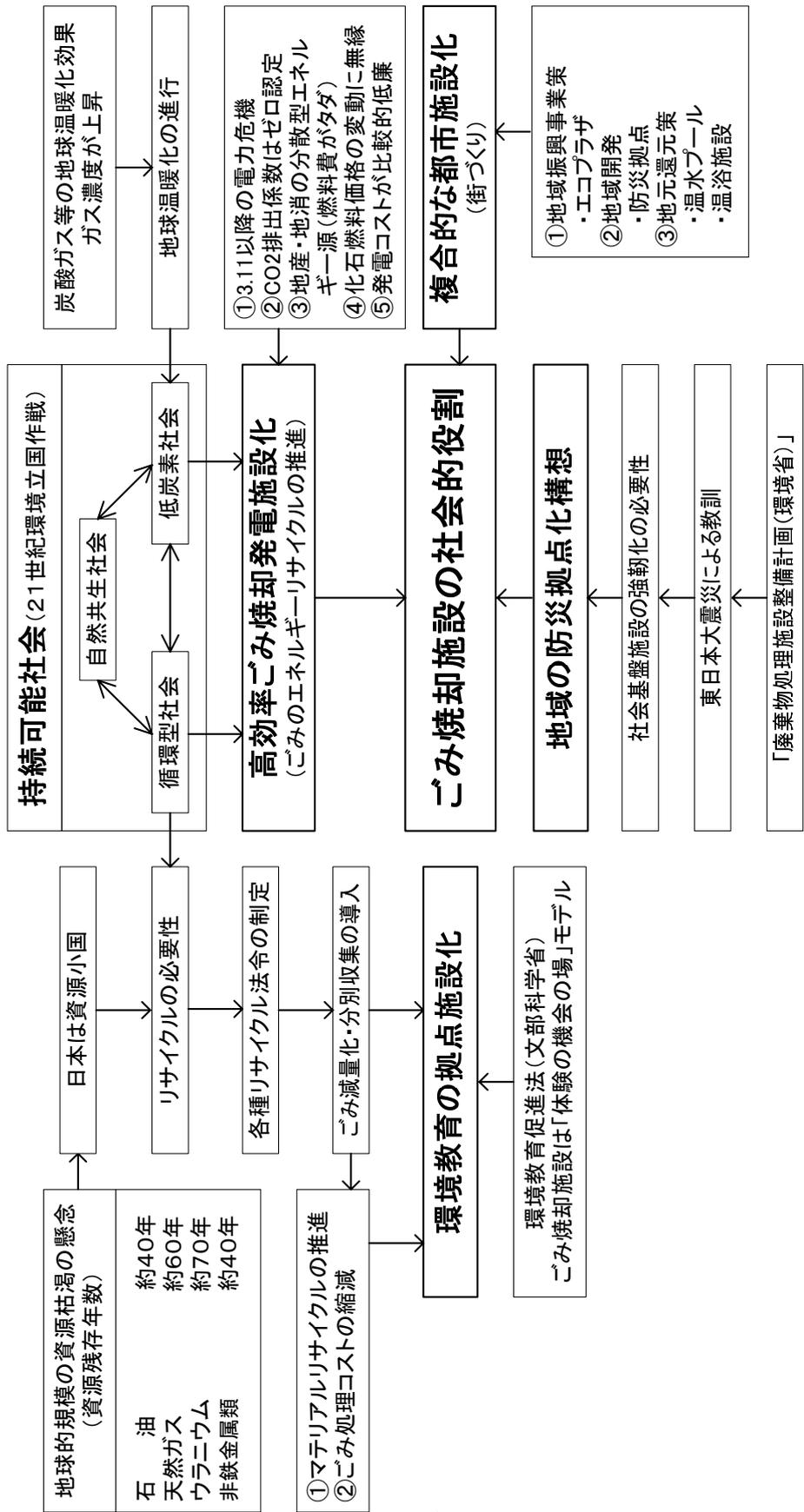
次期中間処理施設整備の基本方針（案）

1. ごみ焼却施設の社会的役割



ごみ焼却施設の社会的役割の変遷
(行政サイドのスタンス)

次期中間処理施設整備の基本方針（案）



ごみ焼却施設の社会的役割 (行政サイドの考え方)

次期中間処理施設整備の基本方針（案）

2. 前計画における中間処理計画

ごみ処理基本計画（H21.3）

- ①既存施設における安定処理の確保と環境保全
- ②次期中間処理施設整備事業の推進
 - 1) 焼却処理施設
 - 【既存施設について】
 - ・使用目標：平成 29 年度まで
 - 【新施設について】
 - ・安定・安全処理の継続
 - ・循環型社会の構築
 - ＝最新の技術を導入し環境に与える影響を最小限に抑える
 - ＝廃棄物エネルギーを最大限活用する「熱回収施設」
 - ・稼動目標年度：平成 30 年度から
 - 2) 粗大ごみ処理施設
 - 【既存施設について】
 - ・使用目標：平成 32 年度まで
 - 【新施設について】
 - ・循環型社会の構築
 - ＝環境学習機能及び情報発信拠点とする資源化施設（リサイクルセンター）に転換していく
 - ・稼動目標年度：平成 33 年度から

（基づく）

次期中間処理施設整備基本計画（H23.3）（参考）

- ①事業対象用地
 - ・「現在地」「印西市泉・多々羅田地先」のいずれかが望ましい（今後、さらなる検討を進めていく）
- ②施設整備の目標年次：平成 30 年度
- ③施設整備コンセプト
 - ・「地域特性」を活用する先進的な資源循環システムの構築
 - ・「地球環境」と「地域還元」を両立するバランスのとれた模範的都市施設の実現
 - ・「安心・安全」の確保と災害時にも対応可能な処理機能の構築
- ④熱回収施設に関する基本的事項
 - ・高効率熱回収施設（全連続運転式）
 - ＝外部熱供給施設（地域冷暖房・温水センター）への供給
 - ＝余剰エネルギーも発電を行い、売電を行う
 - ＝外部機能（民間）を活用した資源化システムを構築
 - ・概ね 240 t/日程度（工事発注前年度である平成 25 年度に改定予定の「ごみ処理基本計画」、市町の「震災廃棄物処理計画」との整合をとる）
 - ・今後、機種検討委員会等により方式を検討していく
- ⑤事業方式：「DBO 方式」が適当（今後、最終的な決定を行う）

次期中間処理施設整備の基本方針（案）

3. 「ごみ処理基本計画」の中間処理計画

1) 基本方針のまとめ方

- ・ 廃棄物処理施設整備計画（廃掃法5条の3 平成25年5月閣議決定）の「2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施」に基づき、次期中間処理施設整備に該当する項目により編成する。
- ・ 「焼却施設」だけではなく見落としがちな「粗大ごみ処理施設」を含めた施設全体の基本方針を定めていく。

(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3R推進

【国の基本方針】

- ① 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用
- ② 資源の有効利用、温暖化効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減
- ③ 廃棄物の地域特性及び技術進歩の考慮
- ④ 地域振興、雇用創出、環境教育等の効果について考慮

【本計画における基本方針案】

（次期施設整備では、）廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて地域特性と最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境教育等福祉の向上にも効果がある施設を整備します。

(2) 地域住民等の理解と協力の確保

【国の基本方針】

- ① 住民や事業者に対して、施設の安全性、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源の有効活用、温暖化効果ガスの排出抑制等環境負荷低減、地域振興、雇用創出、環境教育に関する情報を明確に説明し、理解と協力を得られるよう努める。

【本計画における基本方針案】

（次期施設整備では、）情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。

次期中間処理施設整備の基本方針（案）

（３）広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

【国の基本方針】

- ① 広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化を進めるべき。
- ② 既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ③ P F I 等の手法により、施設設計段階から民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるように努める。

【本計画における基本方針案】

（次期施設整備では、）30年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していきます。

（４）地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備

【国の基本方針】

- ① 廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進める。
- ② 地域の廃棄物処理システム全体で温暖化効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図っていくことが重要。
- ③ 地域特性を踏まえて回収エネルギーを熱供給により地域に還元する。
- ④ 温暖化効果ガスの排出抑制に努める。

【本計画における基本方針案】

（次期施設整備では、）ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、地域特性に応じて高効率な発電や地域と連携した熱供給などによる地域還元に取り組みます。

次期中間処理施設整備の基本方針（案）

（５）災害対策の強化

【国の基本方針】

- ① 大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要。
- ② 地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- ③ 大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割が期待できる。
- ④ 震災等により発生した災害廃棄物を保管するためのストックヤード整備を推進する。

【本計画における基本方針案】

（次期施設整備では、）大規模災害時にも稼働を確保しその役割を継続できる強固な施設とし、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します。

（６）廃棄物処理施設整備にかかる工事の入札及び契約の適正化

【国の基本方針】

- ① 入札・契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を目的として総合評価落札方式の導入を推進する。
- ② 温暖化効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。

【本計画における基本方針案】

（次期施設整備では、）入札・契約に際し、総合評価方式を導入し、透明性の確保・競争性の向上に努めます。

次期中間処理施設整備の基本方針（案）

4. 将来施設規模の見込み

1) 施設規模の概算算定

目標年度	項目	要処理量（焼却処理量）	規模換算*
平成 40 年度として * 1	将来予測の場合	ごみ：49,676.60 t/年 災害：5,000.00 t/年 * 2 (計) 54,676.60 t/年	203 t/日 * 3
	目標値の場合	ごみ：40,579.53 t/年 災害：4,100.00 t/年 * 2 (計) 44,679.53 t/年	166 t/日 * 3

* 1：本基本計画でのごみ量予測が平成 40 年度までであるため目標年度の推計を用いた

* 2：災害廃棄物処理量は、ごみ要処理量の 1 割を見込んだ

* 3：規模換算：要処理量÷365 日÷実稼働率 0.767（280 日/365 日）÷調整稼働率 0.96÷災害廃棄物処理率 0.9 により求めた

2) 施設規模のまとめ

現時点では170～200 t/日程度が見込まれる

5. 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」への申し送り事項

次期中間処理施設整備事業用地を検討するにあたり、以下の項目を考慮していただくことを申し送るものとする。

(1) 次期中間処理施設整備の基本方針

・・・本資料『3. 「ごみ処理基本計画」の中間処理計画』の協議結果

(2) 将来施設規模の見込み

・・・本資料『4. 将来施設規模の見込み』の協議結果

(3) その他

- ① 事業用地の面積にあっては、法的な制約、構内車両導線、建て替え用地の必要性、災害への備えを十分に考慮し条件とされること。
- ② 事業用地の立地条件にあっては、安全で安定稼働が確保され強靱な一般廃棄物処理システムをめざし、大規模災害時にも処理が継続され、防災拠点化としての役割、余熱の利活用、経済性を十分に考慮し条件とされること。
- ③ 施設整備全般にあっては、(1) の基本方針に基づくとともに、先進の技術導入による焼却方式、環境影響抑制効果に配慮されること。